

令和5年度第2回山口県環境影響評価技術審査会議事録（要旨）

日 時：令和5年10月20日（金）13：30～14：30

場 所：県庁4階 共用第4会議室（Web会議併用）

出席者：委員9名、関係市6名、事務局6名、オブザーバー7名

- 1 議事「（仮称）新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見答申案について、事務局が説明した後、以下のとおり質疑応答が行われ、意見答申案については一部修正を加えた上で、会長一任とされた。

委 員 個別的事項の(1)騒音等に関して、その後色々調べたことを踏まえ、超低周波音を前に出す必要はないのではないかとというのが今回思ったところである。具体的に言うと、「周辺住居への騒音、超低周波音及び風車の影による影響が懸念される」と書いてあるが、ここの「超低周波音」は削除し、後段で超低周波音の影響について記載しているところを出す程度にしてもよいのではないかと考えている。環境省から出ている「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」というのが現在、基本になっているが、超低周波音はずっと議論があり、影響は大きくないと言われている。私もそうだろうとは思いつつも、住民からは超低周波音の影響については質問が出ると想定される。あえてこの段落では入れずに、騒音の一種なので、「騒音及び風車の影による影響が懸念される」という文章に短縮し、後段で、「騒音のうち、超低周波音の影響については、最新の知見に基づく適切な状況把握に努めるとともに、地域住民の意見等を踏まえる。」等の記述でもよいのではないかと考えている。環境影響評価項目ということにすると、先ほどの環境省が出している指針と矛盾してしまう。ここは慎重、控えめに書いた方がいいのではないかと、色々調べた結果、思い直している。

委 員 この節には超低周波音が2か所に出てくるが、1か所目は完全に取除いて、「騒音及び風車の影」とし、2つ目のパラグラフは「特に騒音のうち、超低周波音」と変えるということだが、事務局の方で意見があるか。

事 務 局 修正箇所について承知した。特に一段落目の超低周波音の記載については、騒音の中に含まれるということで削除としたい。「特に」以降の最後の部分については、事務局としては、前回審査会の場合でも事業者説明の中で、現段階ではアセスの項目に選定することを考えていないという説明もあり、住民の意見も踏まえて、必要あれば、アセスの項目に選定することも含めた検討が必要ではないかといった趣旨で、必ずアセスをなささいということではなく、「選定することも含めて検討する」という記載をさせていただいているが、この記載も削除した方がよいか。

委 員 趣旨がそれであれば、それで結構。おそらく、検討して含めるとなった時に、ではどうやって測るのか、と次の方法論的な問題が議論を呼んで複雑になるので、「選定することも含めて」ということであれば、このままでいいかと思う。

委員 私自身も、影響があると言う方はいるが、そうではない方のほうが多いというのが実情かと思うので、前段の部分は外す。後段に関しては、委員も現状のままでも構わないということだし、住民等で心配されている方がいたら、きちんと対応することが必要だと思うので、後段は原文のまま、ということで、この場はさせていただきたい。

委員 それで結構だと思う。ただ、一言だけ言わせていただくと、「最新の知見に基づく適切な状況把握」というところが、本当は一番大事なところである。最新の知見でも、超低周波音については影響ないという方が多い。最新の知見を踏まえて、のところに力を置かないと、クレームがついたら対応しないといけないという雰囲気になってしまう可能性がある。そのため、事業者に伝える際に、そういった意図であるというバックグラウンドが説明で加わっていれば、それで文章は変えなくても結構だと思う。

事務局 今回の御意見については、事業者に伝えさせていただく。

委員 景観に関してだが、この場の会議では、前回出た意見を集約してお返しするというので、いろいろな方の意見がこの中に入っているということであれば、これでよいと思う。

委員 私もこれでフォローされていると思う。あと一つ確認だが、全体的事項の5で、既設の風車が撤去される際に、前の会社がその現状復帰をどこまでされるのか、その辺も責任として対応されると思うが、それを引き継いで次の今回の事業が行われるとなると、2回3回と、環境が破壊されるようなことがないようにしていただきたいというところを一つ確認したい。

事務局 既設風車の撤去自体については、今回の事業者における事業の内容には入っていないため、適切な役割分担が必要であると思っているが、それも含めた最大の影響を考慮したアセスを実施するよう、1(2)でも述べており、こうしたことも踏まえた検討と役割分担をしっかりとするよう、事業者にはこれからも伝えていきたい。

委員 懸念点は口頭で伝えていただくということをお願いする。

委員 私からは、全体読ませていただき、前回の意見と今回の各市長からの意見もまとめられていると思うので、特に指摘点もない。

委員 私が意見を述べたところは問題なく、適切にしっかりと書き加えていただいていると思う。

私の範疇外かもしれないが、一点だけ意見を述べさせていただくと、2(3)動物・植物・生態系のウ、「在来種の中から適切な品種を選定するよう検討すること」とある。細かいことだが、「品種」となるとかなり限定されてしまうような印象がある。ここは「品種」を「植物種」などに置き換えた方がいいのではないかと思う。

- 委員 確かに「品種」はおかしい、というのは感じた。私が申し上げたのは、在来でなくてもよく、一般に使われている牧草の類がたまたまシカの大好きな植物であったりすると餌場になってしまうので、そこを何とかできないかという話である。そのため、日本の古来の在来の植物であるかないかにかかわらず、例えばその牧草として用いられているものであれば、それでも結構だが、シカの餌にならないようなものが選定されれば、シカをそこに誘引することがなくなるのではないかとということを上げました。この意図はわかるが、テクニカルに見た場合、正確性を欠くのではないかと感じる。
- 委員 確かにこの文章を見ると、むしろ野生動物の餌になるようなものをとすら読める可能性がある。委員の方でもう少し良い文章案があるか。
- 委員 要するに「嗜好性を考慮する」と「適切な」というのは、逆にとろうと思えばとれてしまうところである。そのため、「指向性の低い植物種を選定する」というような形の文言の方が良いのではないかと思う。
- 委員 今の委員の意見も合わせて、事務局の方で、今の、特にこの「嗜好性を考慮した」というところが、本来の意見と反対に読めてしまうということであるため、文章考えていただけるか。
- 事務局 承知した。持ち帰って検討はさせていただきたいと思うが、事務局の思いとしては、前回事業者も言っていたが、外来種を採用する場合は、その採用した外来種が在来種を駆逐し、それこそ生態系の変化に影響が生じてしまうため、基本的な保全措置の手法の一つとして、在来種の中から選ぶようにしているという趣旨の発言も受けて、今回は「在来種の中から」というような記載を入れさせていただいたということと、「嗜好性の低い」とあえて書かなかったのも、現在の生態系の中で、今ある在来種を好んで食して生息している動物種もいることを考慮すると、一概に低いことが良いと言えるか判断できないところがあったため、あえて「考慮した上で」という、少し濁した書き方にしたところ。趣旨としてはそういうことであるが、より適切な文章があるということであれば、検討したいと思う。
- 「品種」というワードは、再考の余地があると思っており、「植物種」の方がより適切なのであれば、変更させていただきたい。
- 委員 細かいことだが、これは先ほど委員の発言の中で「牧草」という用語が出たが、こういった工程の作業を行うときには大体、法面緑化をするようなものに適した植物種というのがあり、そういったものが一般的には品種化されているのか。品種というのは、割と農業分野ではよく使うが、こういう法面等の緑化の場合には、品種みたいな所まではなかなか作っていないような気がするが、一般的に法面緑化用の品種みたいなものが存在しているのであれば、別に品種で構わないが、その辺はいかがか。
- 委員 私は河川の護岸の法面等に関してだけは少し知っているが、確かにおっしゃるように、昔は品種があったものの、多自然川づくりが始まった頃から、在来種で緑化することを念頭に、もともとあった表土を戻すといった考

え方が出てきており、品種という言葉は使わない方が良いのではないかと感じた。

委員 そのような意見も踏まえて考えると、やはり品種よりも植物種にしていただいた方が無難かという感じがするので、御検討いただきたい。

委員 嗜好性の方はよろしいか。

委員 それで結構だが、この文言だけ切り出すと、逆に取られる可能性もあるので、一人歩きしないようにというのは注意が必要かと思う。

委員 嗜好性に関してはこのままでもいいが、やはり懸念は多少あるということで、事務局には、品種のところを書き換える際に少し検討いただきたい。

事務局 承知した。前回の御議論の内容も踏まえ、事業者には確実に意図が伝わるようにしたい。

委員 この答申案でいいと思う。特に、関係する市の方からの水環境と水生生物のところ、工事に伴う河川流域への影響というのはかなり懸念されているように見受けられるので、その辺の影響が及ばないような計画工事を立案し、極力、影響がないように、低減するように配慮する必要があると思った。

委員 私も全体読ませていただいて、特にこのままで良いかと思う。騒音は一応専門だが、超低周波音をピックアップする必要もないかと思うので、先ほどの意見に同意する。

2(1)の最後で「地域住民の意見を踏まえ」と書いてあるが、ほかの箇所であれば、「関係自治体等の意見や専門家の助言を踏まえ」と書いてあり、騒音のところだけ地域住民だけなのは何か意図があるのか。

事務局 ここについては、先程からの御議論にもあるとおり、超低周波音について特に懸念を示されているのは、一番は地元住民の方々であり、専門的な見地からいくと、確かに特に大きな影響はないだろうということはあるが、こうした住民感情も踏まえた上で、という意図で、ここではあえて、「地域住民の」という形にさせていただいた。

委員 全体通して何か意見があるか。なければ、このあたりで議案1の審議は終了させていただきます。

2 議事「柳井発電所2号系列リプレース計画に係る計画段階環境配慮書」に対する意見
答申案について、事務局が説明した後、以下のとおり質疑応答が行われ、意見答申案が
承認された。

- | | |
|-------|---|
| 委 員 | 特にこのままで問題ないかと思う。 |
| 委 員 | 前回と同様、私の動物関係の専門の見地からは特に申し上げるようなこ
とはないと思っており、このままで結構だと思う。 |
| 委 員 | 基本的にはこの案で良いと思う。内容的に全般的なことを考えると、現
状のものより、より良くするという方向なので、ここに書いてある個別的
事項、全体的事項を通して聞いていただければ、特に問題ない。文章とし
ても問題ないと思っている。 |
| 委 員 | 私も特に問題はないと思うが、2(3)水環境・水生生物のところで、聞き
漏らしたかもしれないが、「必要に応じ」という言葉を使ったのは、海域で
の工事が無いからだという説明があったが、海域工事がなければ、ここは全
く配慮しなくて良いという意味ではないということでしょうか。ここはどう
いう意味合いなのか、確認のために尋ねたい。 |
| 事 務 局 | 海域の工事が無いことと、水質の負荷が増えないこと、両方の意味合いに
なる。
それに加えて、「必要に応じ」というのは、御懸念がある関係者の方もい
れば、その御意見を踏まえて、という可能性もあると考えている。全く負荷
が増えない、環境影響はないと判断されるのであれば、逆にそういうデー
タを示していただく必要があるケースもあり得るのではないかと、そういつ
たことも含めた文案となっている。
項目選定については、1(2)で「関係自治体等の意見や専門家の助言を
踏まえて必要かつ十分なアセス項目を選定し」とあり、そこで判断し、選
定していただきたいという意見となっている。 |
| 委 員 | 私自身、工事が無いということだけではなく、住民の方の御心配を考
えると、例えば温排水が少なくなり、それで温度が下がったことなどに対
しても影響が出る可能性があるため、負荷が下がっても影響が出るおそれ
がある。そういったことも含めて懸念がある関係者がいるかどうかで、適
切に判断していただくという意味で、これで結構だと思っている。 |
| 委 員 | 私も出した意見を十分反映していただいていると思うので、これで結構
かと思う。 |
| 委 員 | 私も全部読ませていただき、特に異論はないので、このままで良いと思
う。 |
| 委 員 | 私もこれで結構かと思う。 |
| 委 員 | 「ふるさと柳井市 100 景」というこの一文で、生活景観を認めていただ |

いている形になっているので、その他の眺望点や景観資源だけではなく、生活景観も加味して適切に進めていただきたいと思います。異議はない。

委 員

議案 1、2 を通して何か意見があるか。なければ、議案 1、2 ともに意見出尽くしたということで、本審査会について終了したいと思います。

議案 1 については若干の修正があるが、最終的な答申内容の調整については、会長に一任ということによろしいか。

<各委員異議なし>

それでは会長一任ということをお認めいただいたということで、本日の議事は以上で終わりにしたいと思います。

(閉会)